

# 平成24年度施策の事前分析表 (資料1-1～資料1-4)

(厚生労働省24(Ⅶ-2-1))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名</b>	地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること(施策目標Ⅶ-2-1)	<b>担当部局名</b>	社会・援護局地域福祉課	<b>作成責任者名</b>	地域福祉課長 矢田 宏人(測定指標3については、福祉基盤課長 定塚 由美子)
<b>施策の概要</b>	本施策は、地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図るために実施しています。	<b>政策体系上の位置付け</b>	基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策大目標2 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること		
<b>予算書との関係</b>	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)地域福祉推進費 (目)緊急雇用創出事業臨時特例交付金[平成23年度第三次補正予算額:105億円] (項)地域福祉推進費 (目)セーフティネット支援対策等事業費補助金[平成24年度予算額:237億円の内数]	<b>関連施策</b>	-		

<b>施策の背景・枠組み</b> (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>○ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成14年法律第105号)により、 ・厚生労働大臣及び国土交通大臣は、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針を策定する。 ・都道府県は、必要に応じて当該施策を実施するための計画を策定する。 ・国は、ホームレスの自立支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行う。 ○社会福祉法(昭和26年法律第45号)により、 ・都道府県社会福祉協議会に、運営適正化委員会を設置する ・運営適正化委員会は、福祉サービスに関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、苦情に係る事情の調査等を行う ・利用者の処遇に関して不当な行為が行われているおそれがあると認められるときは、都道府県知事に対し、速やかに、その旨を通知することとされています。</p>	<b>政策評価実施予定時期(評価予定表)</b>	24	25	26	27	28
			モニ	実績	モニ	モニ	モニ

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準値	基準年度	目標値	目標年度	23年度	24年度			
1 全国のホームレスの数(人)	10,890	平成23年(年単位で全国調査を行うため、年度でなく年とする)	前年以下(年単位で全国調査を行うため、年度でなく年とする)	-	前年以下(年単位で全国調査を行うため、年度でなく年とする)	前年以下(年単位で全国調査を行うため、年度でなく年とする)	10,890	平成23年(年単位で全国調査を行うため、年度でなく年とする)	都道府県及び市町村において、ホームレスの自立支援等に関する基本方針に基づき、ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の自立を支援するために、ホームレス自立支援事業やホームレス総合相談推進事業等を実施しています。これらの施策における取組が、効果的にホームレスの自立が図られているか評価するため、本指標を選定しています。 ・ホームレス対策について URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/homeless.html">http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/homeless.html</a>
2 ホームレス自立支援センター退所者のうち、就労及び福祉制度等の利用により退所した者の割合(%)	69%	平成22年度	60%以上	-	60%以上	60%以上	69%	平成22年度	ホームレス総合相談推進事業等を通してホームレス自立支援センターに入所した者のうち、就労及び福祉制度等の利用により自立を果たしているかを評価するため、本指標を選定しています。
3 福祉サービスに関する苦情受付件数に占める解決件数の割合(%)	96%	平成22年度	95%以上	-	95%以上	95%以上	96%	平成22年度	福祉サービス利用者の苦情解決を図るため、事業者レベルでの苦情解決の仕組みを設けるとともに、ここで解決できなかった問題の解決を目的として都道府県社会福祉協議会に「運営適正化委員会」を設置しています。 本指標は、社会福祉法人全国社会福祉協議会調査によるもので、運営適正化委員会における苦情受付件数に占める解決件数の割合を記載しています。※出典:都道府県運営適正化委員会苦情受付・解決状況(全国社会福祉協議会編)
4 日常生活自立支援事業の新規契約締結件数(件)	10,334	平成22年度	前年度以上	-	前年度以上	前年度以上	10,334	平成22年度	日常生活自立支援事業利用契約件数は事業創設以来、継続して増加傾向で推移しています。また、契約者の半数以上が認知症高齢者であることから、高齢化の進展による需要の増加や多様化が見込まれ、きめ細かな対応を図るために、現状の把握に努めていく必要があります。 ・日常生活自立支援事業 URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/chiiki-fukusi-yougo.html">http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/chiiki-fukusi-yougo.html</a>

測定指標	目標		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
-	-	-	-	-	-
(参考)測定指標	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
-	-	-	-	-	-

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容
	22年度	23年度					
(1) ホームレス実態調査 (平成14年度)	0.22億円 (0.10億円)	1.35億円	0.22億円	1.2	ホームレスの支援等に関する基本方針に基づき、「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる者」を対象として、国が各都道府県に対しホームレスの人数の調査を委託し、各都道府県の管内市町村が調査を実施する。	全国のホームレス数を把握するための事業であり、成果を数値化するのは困難。	ホームレスの実態を全国的に調査することで、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資することを目的としている。
(2) セーフティネット支援対策等事業費 補助金(平成17年度)	240億円の 内数 (232億円の 内数)	200億円の 内数	237億円の 内数	3	都道府県社会福祉協議会に運営適正化委員会を設置し、運営適正化委員会は、福祉サービスに関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、苦情に係る事情の調査等を実施する。調査等の結果、利用者の処遇に関して不当な行為が行われているおそれがあると認められるときは、都道府県知事に対し、速やかに、その旨を通知する。 ※セーフティネット支援対策等事業のうち、運営適正化委員会設置運営事業	運営適正化委員会における苦情受付件数に占める解決件数の割合を95%以上とする。	福祉サービスに関する苦情について相談に応じ、申出人に必要な助言及び苦情に係る事情の調査等を実施し、地域の要援護者の福祉の向上を図ることを目的としている。 ※セーフティネット支援対策等事業のうち、運営適正化委員会設置運営事業
(3) セーフティネット支援対策等事業費 補助金(平成17年度)	240億円の 内数 (232億円の 内数)	200億円の 内数	237億円の 内数	4	利用者との契約に基づき、認知症や精神障害等により日常生活を営むのに支障がある者に対し、福祉サービスの利用に関する相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払いに関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う。 ※セーフティネット支援対策等事業のうち、日常生活自立支援事業	新規契約締結件数について前年度以上とする。	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援することを目的としている。 ※セーフティネット支援対策等事業のうち、日常生活自立支援事業

(厚生労働省24(Ⅶ-5-1))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと (施策目標Ⅶ-5-1)	担当部局名	社会・援護局援護課 社会・援護局援護企画課	作成責任者名	援護課長 峯村 芳樹 援護企画課長 須田 康幸
施策の概要	本施策は、戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく援護を迅速かつ適切に行うとともに、戦傷病者、戦没者遺族等の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世に伝えるために実施しています。	政策体系上の位置付け	基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策大目標Ⅶ-5 戦傷病者・戦没者遺族の援護、中国残留邦人等の支援を行うとともに、旧陸海軍の残務を整理すること		
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)遺族及留守家族等援護費[平成24年度予算(案):23,822,895千円]	関連施策	—		

施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	昭和27年より、戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づき、公務死亡又は傷病を負った軍人、軍属及び準軍属に対して、障害年金(一時金を含む)並びにその遺族に対する遺族年金(一時金を含む)、遺族給与金又は弔慰金の支給を行っているほか、昭和38年より、各種特別給付金支給法及び特別弔慰金支給法に基づき、戦没者等の遺族等に対して国として特別の慰藉、弔慰のための支給を行っています。 昭和館は、戦没者遺児を始めとする戦没者遺族が経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦に係る歴史的資料及び歴史的情報を収集し、保存することにより、後世にその労苦を知る機会を提供することを目的として平成11年3月に開設された施設です。 しょうけい館は、戦傷病者が戦地で体験した労苦並びに戦傷病者及びその妻が体験した戦中・戦後の労苦を後世に伝えることを目的として平成18年3月に開設された施設です。	政策評価実施予定 時期(評価予定表)	24	25	26	27	28
			モニ	実績	モニ	モニ	モニ

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					23年度	24年度			
1 援護年金及び弔慰金について、全受理件数のうち、請求を受理した後6ヶ月以内に裁定を行った件数の割合	-	-	92.6%以上	毎年度	92.6%以上	92.6%以上	92.6%	平成22年度	・戦傷病者戦没者遺族等援護法は、戦傷病者や戦没者遺族等に対して障害年金又は遺族年金等を支給することを目的としているため、対象者に対して裁定を速やかに行うことができているかどうかを政策目標の達成の測定指標とする。 ・指標の目標値については、これまで前年度の実績値以上を目標として改善に努めてきた結果、平成22年度に90%を超える実績値となったため、当該水準以上を目標値とする。 ・社会・援護局援護課調べ
2 昭和館の入館者数	-	-	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	265,092人	平成22年度	・より多くの方々が昭和館に来館することが、戦没者遺族が体験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世に伝えることにつながるため、入館者数を測定指標として設定し、前年度以上の入館者数を目標値とする。 ・昭和館調べ
3 しょうけい館の入館者数	-	-	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	133,556人	平成22年度	・より多くの方々がしょうけい館に来館することが、戦傷病者とその妻等が戦中・戦後に体験した労苦を後世に伝えることにつながるため、入館者数を測定指標として設定し、前年度以上の入館者数を目標値とする。 ・しょうけい館調べ

測定指標	目標		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
		目標年度			
-	-	-	-	-	-

(参考)測定指標	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
-	-	-	-	-	-

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容
	22年度	23年度					
(1) 戦傷病者戦没者遺族等援護法 施行事務 (昭和27年度)	31,350百 万円(内繰 越し等92 百万円) (29,773百 万円)	27,265百 万円(内繰 越し等76 百万円)	23,473百 万円	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>戦傷病者や戦没者遺族等に対して障害年金又は遺族年金等を支給するため、厚生労働省で審査・裁定事務を実施</li> <li>権利の裁定に必要な調査に関する事務等を都道府県で実施</li> <li>障害年金等の支給を議決し、厚生労働大臣の処分に対する異議申立てに関し意見を述べる援護審査会を厚生労働省で運営</li> <li>厚生労働省で援護年金システムを運用・管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>援護年金及び甲慰金について、全受理件数のうち、請求を受理した後6ヶ月以内に裁定を行った件数の割合：92.6%以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査・裁定事務及び権利の裁定に必要な調査に関する事務等の迅速かつ確実な実施により、6ヶ月以内の裁定件数の割合を押し上げる効果がある。</li> <li>医師や法律家によって構成され、高い専門性を有する援護審査会が異議申立案件に関与することにより、一定程度の権利の救済の効果がある。</li> <li>援護年金システムは、請求から審査・裁定にいたるまでの記録を一元的に管理できるため、当該システムの運用・管理は、審査・裁定事務の迅速化・効率化に一定の効果がある。</li> </ul>
(2) 戦没者等の遺族に対する特別 給付金等の支給事務 (昭和38年度)	384百万円 (372百万 円)	834百万円	350百万円	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>戦没者等の遺族に対し特別給付金等を支給するため、都道府県で審査・裁定事務を、厚生労働省と都道府県で広報活動を実施</li> <li>厚生労働省と都道府県で援護国債システムを運用・管理</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査・裁定事務の迅速かつ確実な実施や、制度に関する広報活動の効果的な実施により、対象者への確実な支給に効果がある。</li> <li>援護国債システムは、請求から審査・裁定にいたるまでの記録を一元的に管理できるため、当該システムの運用・管理は、審査・裁定事務の迅速化・効率化に一定の効果がある。</li> </ul>
(3) 戦傷病者特別援護法等に基づく 戦傷病者等に対する療養の給 付等の援護事業(昭和28年度)	693百万円 (476百万 円)	503百万円	378百万円	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>戦傷病者の公務上の傷病に関し、療養の給付、補装具の支給等の援護を行うこと及び未帰還者留守家族等に対し、留守家族手当、帰郷旅費、葬祭料の支給等の援護を行うこと。</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>各施策は戦傷病者の援護そのものであり、確実に実施する。</li> </ul>
(4) 昭和館運営事業(平成11年度)	451百万円 (448百万 円)	439百万円 (内繰越し 等2百万 円)	451百万円	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>主に戦争に関する歴史的事実のうち、戦没者遺族の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦に係る歴史的資料、情報を収集及び保存することにより、後世代に戦中・戦後の国民生活上の労苦を知る機会を提供する。</li> </ul>	昭和館の入館者数 前年度以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料・情報の収集や企画展等の実施を通し、来館を促進し、より多くの人々に戦中・戦後の労苦を知る機会を提供することにより、戦没者遺族等の援護につながると見込んでいる。</li> </ul>
(5) 戦傷病者福祉事業(昭和47年 度)	193百万円 (193百万 円)	185百万円	184百万円	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>戦傷病者に対し、各都道府県の区域の実状に応じ健康診査・健康相談、生活更生相談のほか法改正等講習会を組織的に行うこと及び戦傷病者やその妻等が体験した戦中・戦後の労苦を後世代の人々に伝えることを目的とする。</li> </ul>	しょうけい館の入館 者数 前年度以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>戦傷病者等への健康診査・健康相談の実施や、企画展等の実施を通し来館を促進し、より多くの人々に戦傷病者等の労苦を伝えることにより、戦傷病者の援護につながると見込んでいる。</li> </ul>

(厚生労働省24(区-1-2))

\*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名</b>	公的年金制度の信頼を確保するため、公的年金制度の適正な事業運営を図ること(施策目標区-1-2)	<b>担当部局名</b>	年金局	<b>作成責任者名</b>	事業企画課長 塚本力 事業管理課長 中村博治
<b>施策の概要</b>	本施策は、次の項目を柱に実施しています。 ・年金記録問題の解決に向けた取組を進めること ・公的年金制度の適正な事業運営を図ること	<b>政策体系上の位置付け</b>	基本目区 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策大目標1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること		
<b>予算書との関係</b>	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)業務取扱費 [平成24年度予算額:40,312,379千円] (項)社会保険オンラインシステム費 [平成24年度予算額:56,837,217千円] (項)日本年金機構運営費 [平成24年度予算額:337,521,057千円]	<b>関連施策</b>	-		

<b>施策の背景・枠組み</b> (根拠法令、政府決定、関連計画等)	政府管掌年金事業(厚生年金保険事業及び国民年金事業)については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされており、同法に基づき、厚生労働大臣が定める日本年金機構が達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)において、年金記録問題への対応をはじめとして、提供するサービスの質の向上、業務運営の効率化等に関する事項に基づき取組を行うことにより、政府管掌年金事業の適正な運営及び政府管掌年金(厚生年金保険制度及び国民年金制度)に対する国民の信頼の確保を図り、もって国民生活の安定に寄与することを目的としています。  【根拠法令等】 ○ 日本年金機構法(平成19年法律第109号) ○ 日本年金機構中期目標(期間:平成22年1月1日~平成26年3月31日) 等	<b>政策評価実施予定時期(評価予定表)</b>	24	25	26	27	28
			モ二	実績	モ二	モ二	モ二

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	23年度	24年度			
1 年金記録問題に関する未解明事案についての実態解明の状況	-	-	年金記録問題に関する未解明事案について、引き続き未統合記録等の分析を行うなど、実態の解明作業を進める。	平成24年度	年金記録問題に関する未解明事案についての実態解明・各種サンプル調査等の実施などを通じて、未解明事案についての実態解明を進める。また、新たな年金記録回復基準の拡充も図る。	-	平成18年6月に5,095万件あった未統合記録のうち、1,615万件(1,274万人)統合済み	平成23年12月	年金記録問題の解決に向けた取組みを着実に進めるため。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、厚生労働大臣と密接な連携を図りながら、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典:日本年金機構年度計画 <a href="http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html">http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html</a>
2 基礎年金番号に未統合になっている記録の統合や解明の状況	-	-	未統合記録については、紙台帳検索システムを活用した持ち主検索を進めるとともに、「ねんきん特別便」等の回答に係る記録確認作業を進める。	平成24年度	「ねんきん特別便」等の回答に係る記録確認作業や紙台帳等とコンピュータ記録の突合せを引き続き実施することにより、解明・統合を進める。	-	平成18年6月に5,095万件あった未統合記録のうち、1,615万件(1,274万人)統合済み	平成23年12月	年金記録問題の解決に向けた取組みを着実に進めるため。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、厚生労働大臣と密接な連携を図りながら、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典:日本年金機構年度計画 <a href="http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html">http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html</a>

<p>3 受給者・加入者の年金記録の確認の状況</p>	-	-	<p>・加入者の年金記録について、「ねんきん特別便」等の未送達者に対する再送付分の回答に係る確認作業等を行う。          ・受給者の年金記録の確認については、25年春から予定している「ねんきんネット」のユーザIDを即時に取得できる「アクセスキーのお知らせ」と合わせて、「ねんきん特別便」等の未回答者への対応として、回答の勧奨を実施する。</p>	平成25年度	-	<p>・受給者・加入者の年金記録について、「ねんきん特別便」等による確認作業を行う。          ・未回答者・未送達の方への対応として、「ねんきん定期便」や住民基本台帳ネットワーク等を活用して勧奨・再送付を行う。</p>	ねんきん特別便について「訂正あり」と回答があった約1,295万人のうち約1,235万人処理	平成23年12月	<p>年金記録問題の解決に向けた取組みを着実に進めるため。          ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、厚生労働大臣と密接な連携を図りながら、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。          ※出典：日本年金機構年度計画 <a href="http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html">http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html</a></p>
<p>4 紙台帳検索システムによるコンピュータ記録と紙台帳等の突合せの状況</p>	-	-	<p>優先順位を付けたうえで効率的に実施することとし、24年度を目途に受給者の突合せを進める。併せて、該当者への通知作成等の体制強化を行う。これまでの取組では持ち主の手がかりが得られていない「今後、更に解明を進める記録」等について、24年度を目途に紙台帳検索システムを活用した持ち主検索作業を実施する。</p>	平成24年度	-	<p>全件照合を念頭に、年齢の高い受給者から順次突合せを行っていき、また、実施状況を検証し、必要に応じて実施方法の見直し等の対応を行う。</p>	約8,100万人の対象者のうち受託事業者審査終了数約2,600万人	平成24年1月	<p>年金記録問題の解決に向けた取組みを着実に進めるため。          ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、厚生労働大臣と密接な連携を図りながら、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。          ※出典：日本年金機構年度計画 <a href="http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html">http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html</a></p>
<p>5 年金記録の訂正や再裁定後の年金の支給の処理状況</p>	-	-	<p>年金記録の統合状況等に応じて、再裁定の迅速な処理を行うための体制を整備し、難易度の高い案件も含め本部への送付期間を合わせて3か月程度での処理を維持する。</p>	平成24年度	-	<p>年金記録の統合状況等に応じて、再裁定の迅速な処理を行う。</p>	記録回復後の年金を受給できるまでの期間2.4月	平成24年1月	<p>年金記録問題の解決に向けた取組みを着実に進めるため。          ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、厚生労働大臣と密接な連携を図りながら、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。          ※出典：日本年金機構年度計画 <a href="http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html">http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html</a></p>
<p>6 年金事務所段階での記録回復の促進等(標準報酬等の遡及訂正事案)</p>	-	-	<p>各種回復基準等に基づき記録回復を進める。</p>	平成24年度	-	<p>一定の条件を満たす場合には年金事務所段階での記録回復を進める。</p>	標準報酬等の遡及訂正事案に係る年金事務所における記録回復の実績(累計): 4,043件	平成23年12月	<p>年金記録問題の解決に向けた取組みを着実に進めるため。          ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、厚生労働大臣と密接な連携を図りながら、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。          ※出典：日本年金機構年度計画 <a href="http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html">http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html</a></p>

7	ねんきん定期便や「ねんきんネット」による加入者情報の提供の状況	-	-	ねんきん定期便について、確認していただきたいポイントをわかりやすく表示し、はがきでお送りする。24年4月から、「ねんきんネット」の利用者に対し、「ねんきん定期便」のインターネットによる通知(電子版ねんきん定期便)を開始する。	平成24年度	ねんきん定期便を送付するほか、「ねんきんネット」の充実を図る。	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ねんきん定期便の送付数:6,610万件</li> <li>・ねんきんネット新規申し込み件数:708,416件</li> <li>・年金記録照会件数1,290,929件</li> </ul>	定期便: 平成22年度 ねんきんネット: 平成24年2月末現在	年金記録問題の解決に向けた取組みを着実に進めるため。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、厚生労働大臣と密接な連携を図りながら、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典:日本年金機構年度計画 <a href="http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html">http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html</a>
8	厚生年金基金記録との突合せの状況	-	-	厚生年金基金等との連携を図りながら、第1次審査及び第2次審査を進める。(第1次審査:24年10月末までに厚生年金基金から審査依頼のあったものについて、25年3月末までを目途に審査を進める。第2次審査:厚生年金基金等から適用事業所の人事記録等の調査結果の報告があったもののうち、基金加入員記録が適正と判断されるものについて被保険者記録の訂正処理を行う。)	平成24年度	厚生年金基金等との連携を図りながら、第1次審査及び第2次審査を進める。	-	対象者3,736万人のうち3,434万人について突合せ済み	平成23年6月末	年金記録問題の解決に向けた取組みを着実に進めるため。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、厚生労働大臣と密接な連携を図りながら、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典:日本年金機構年度計画 <a href="http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html">http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html</a>
9	基礎年金番号の重複付番の解消及び新規発生防止の状況	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に、氏名、性別、生年月日及び住所が一致する者を抽出し、確認のうえ重複付番の解消を進める。</li> <li>・新規に基礎年金番号の付番を行う場合には、氏名、性別、生年月日及び住所の確認の徹底を図り、重複付番の発生を防止し、氏名、性別及び生年月日一致する番号が既にある場合、他と区分する基礎年金番号(仮基礎年金番号)による別管理ができるようシステムの改善を進める。</li> </ul>	平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に、氏名、性別、生年月日及び住所の4項目が一致する者を抽出し、確認のうえ重複付番を解消する。</li> <li>・重複付番の新規発生防止及び既発生分の解消のためのシステム開発等の準備作業を進める。</li> </ul>	-	重複付番調査対象件数:平成23年2月現在 3,016人(対前年同期比▲342人)	平成23年2月現在	年金記録問題の解決に向けた取組みを着実に進めるため。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、厚生労働大臣と密接な連携を図りながら、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典:日本年金機構年度計画 <a href="http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html">http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html</a>

10 国民年金の適用の状況	-	-	20歳到達者について職権による適用事務を実施するなど、国民年金の適用を促進する。	平成24年度	20歳到達者について職権による適用事務を実施するなど、国民年金の適用を促進する。	-	住基ネットにより把握し、加入勧奨手続きを行った20歳到達者の人数 121万人(うち55万人について職権適用)	平成22年度	公的年金制度の適正な事業運営を図るため。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、厚生労働大臣と密接な連携を図りながら、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典：日本年金機構年度計画 <a href="http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html">http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html</a>
11 厚生年金保険等の適用の状況	-	-	重点的加入指導等各種取組について、平成24年度中に平成18年度の実績水準の回復を目指す。	平成24年度	重点的加入指導等各種取組について、できるだけ早い時期に平成18年度の実績水準の回復を目指す。	-	職員による戸別訪問や来所要請(重点的加入指導)による適用対策の結果、適用に至った事業所数:4,808事業所	平成22年度	公的年金制度の適正な事業運営を図るため。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、厚生労働大臣と密接な連携を図りながら、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典：日本年金機構年度計画 <a href="http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html">http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html</a>
12 国民年金の納付率の状況	-	-	低下傾向に歯止めをかけ、回復させる。	平成24年度	低下傾向に歯止めをかけ、回復させる。	-	国民年金の現年度納付率59.3%	平成22年度	公的年金制度の適正な事業運営を図るため。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、厚生労働大臣と密接な連携を図りながら、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典：日本年金機構年度計画 <a href="http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html">http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html</a>
13 厚生年金保険等の徴収の状況	-	-	厚生年金保険等の保険料収納に係る口座振替実施率が前年度の当該率と同等以上の水準を確保する。	平成24年度	厚生年金保険等の保険料収納に係る口座振替実施率が前年度の当該率と同等以上の水準を確保する。	-	・口座振替実施率(厚生年金保険)81.6% ・厚生年金保険の保険料収納率:97.8%	平成22年度	公的年金制度の適正な事業運営を図るため。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、厚生労働大臣と密接な連携を図りながら、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典：日本年金機構年度計画 <a href="http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html">http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html</a>
年金給付事務の所要日数の目標14(「サービススタンダード」)の達成の状況	-	-	毎年度の達成率が前年度の当該率と同等以上の水準を確保するとともに、設定したサービススタンダードについて、平成25年度には当該達成率を90%以上とする。	平成24年度	毎年度の達成率が前年度の当該率と同等以上の水準を確保するとともに、設定したサービススタンダードについて、平成25年度には当該達成率を90%以上とする。	-	(例)老齢厚生年金(加入状況の再確認を要するもの)のサービススタンダードの達成率:89.5%	平成22年度	公的年金制度の適正な事業運営を図るため。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、厚生労働大臣と密接な連携を図りながら、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典：日本年金機構年度計画 <a href="http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html">http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html</a>
15 年金相談の実施状況	-	-	相談窓口体制の強化や年金相談の予約制の活用等の取組により、年金事務所の待ち時間の増大やコールセンターの応答率の低下を防止する。	平成24年度	待ち時間短縮のための取組を進める。	-	・1ヶ月の待ち時間の平均が1時間以上の事務所数:1ヶ月平均4カ所、30分以上1時間未満の事務所数:1ヶ月平均43カ所 ・コールセンター応答率:57.1%	22年度	公的年金制度の適正な事業運営を図るため。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、厚生労働大臣と密接な連携を図りながら、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典：日本年金機構年度計画 <a href="http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html">http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html</a>

16	お客様の声を反映したサービス改善策の実施の状況	-	-	「お客様へのお約束10か条」の実現に努めるとともに、各年金事務所に「ご意見箱」を設置し、お客様の声を収集するなど、お客様目線に立ったサービス向上の取組を進める。	平成24年度	各年金事務所に「ご意見箱」を設置するなど、具体的なサービス改善の取組を進める。	-	・「ご意見箱」に寄せられたご意見等の数:459件 ・「お客様へのお約束10か条」のホームページへの掲載、年金事務所への掲示	22年度	公的年金制度の適正な事業運営を図るため。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、厚生労働大臣と密接な連携を図りながら、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典:日本年金機構年度計画 <a href="http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html">http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html</a>
17	社会保険関係の主要手続に係るオンライン利用率	-	-	「新たなオンライン利用に関する計画(H23. 8. 3 IT戦略本部決定)」に基づき取組を推進する。	平成24年度	「新たなオンライン利用に関する計画(H23. 8. 3 IT戦略本部決定)」に基づき取組を推進する。	-	健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届等の主要9手続における電子申請利用率:60.6%	平成22年度	公的年金制度の適正な事業運営を図るため。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、厚生労働大臣と密接な連携を図りながら、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典:日本年金機構年度計画 <a href="http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html">http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html</a>

測定指標	目標		目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠						
-	-	-	-	-						

(参考)測定指標	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
-	-	-	-	-	-

達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要	達成手段の目標(24年度)	施策目標達成への寄与の内容
	22年度	23年度					
(1) 公的年金制度等の適正な運営に必要な経費	121.0億円 (109.9億円)	126.1億円	130.8億円	10,11,12,13,17	政府管掌年金事業における適用の促進、保険料等収納対策の推進、年金給付の迅速な決定及び正確な支給の推進を行う。	-	公的年金事業に関し、厚生年金保険法及び国民年金法の規定に基づく業務等を行うことにより、公的年金事業の適正な運営に寄与する。
(2) 年金記録問題対策の実施に必要な経費	109.8億円 (64.9億円)	53.3億円	36.4億円	1,2,3,4,5,6,7,8,9	「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」(平成19年7月5日政府・与党合意)に基づき対策を実施している。 22年10月からは日本年金機構において紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ事業を東京の中央記録突合せセンターで開始し、23年1月からは全国29箇所に設置したすべての記録突合せセンターで作業を実施している。また、23年2月末には、インターネットを利用していつでも手軽にご自身の年金記録を確認できる、ねんきんネットがスタートし、これらの取組みを通じて、引き続き年金記録の回復に努めている。	-	紙台帳とコンピュータ記録の突合せ等を実施することで年金記録問題の実態を解明し、年金記録の訂正に向けた処理を実施することにより、年金記録問題の解決に向けた取組を進めることに寄与する。
(3) 社会保険オンラインシステムの運用等に必要な経費	466.6億円 (435.6億円)	561.2億円	565.5億円	10,11,12,13,15,17	日本年金機構と年金事務所等をオンラインで結び、正確かつ迅速な事務処理を実施。	-	全国312の年金事務所と日本年金機構を通信回線で結び、国民年金、厚生年金保険、健康保険の適用、保険料徴収、年金裁定及び支払、年金相談等の業務を迅速かつ的確に行うことにより、公的年金事業の適正な運営に寄与する。
(4) 社会保険オンラインシステムの見直しに必要な経費	536.8億円 (452.9億円)	120.8億円	2.9億円	10,11,12,13,17	「社会保険業務に係る業務・システム最適化計画」に基づき、社会保険オンラインシステムの見直しを実施し、効率的かつ合理的なシステム構築の実現する。	-	「電子政府構築計画」中の「レガシーシステム見直しのための厚生労働省行動計画(アクション・プログラム)」に基づき、社会保険オンラインシステムの見直しを実施し、効率的かつ合理的なシステム構築の実現により、コスト削減を図ることにより、公的年金事業の適正な運営に寄与する。
(5) 日本年金機構運営費交付金に必要な経費(日本年金機構運営費交付金)	1878.3億円 (1878.3億円)	2138.6億円	2010.1億円	1,2,3,4,5,6,7,8,9	日本年金機構における人件費、一般管理費、年金記録問題対策費にかかるものである。	-	公的年金事業に関し、厚生年金保険法及び国民年金法の規定に基づく業務等を行うことにより、公的年金事業の適正な運営に寄与する。
(6) 日本年金機構運営費交付金に必要な経費(日本年金機構事業運営費交付金)	1180.1億円 (1180.1億円)	1286.0億円	1365.1億円	10,11,12,13,14,15,17	公的年金事業における①適用の促進、②保険料等収納対策の推進、③年金給付の迅速な決定及び正確な支給、④オンラインシステム見直しの取り組み、⑤年金相談の充実・情報提供の推進を行う。	-	公的年金事業に関し、厚生年金保険法及び国民年金法の規定に基づく業務等を行うことにより、公的年金事業の適正な運営に寄与する。

(厚生労働省24(X-1-1))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p><b>施策目標名</b></p>	<p>国際機関の活動への参画・協力や海外広報を通じて、国際社会に貢献すること(施策目標X-1-1)</p>				<p><b>担当部局名</b></p>	<p>大臣官房国際課 職業能力開発局海外協力課</p>		<p><b>作成責任者名</b></p>	<p>国際課長 藤井 康弘 海外協力課長 福澤 義行</p>											
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>本施策は、次の①～③のために実施しています。 ①国際労働機関が行うディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)実現のための事業等に対して協力すること ②世界保健機関等が行う技術協力事業に対して協力すること ③経済協力開発機構が行う研究・分析事業に対して協力すること</p>				<p><b>政策体系上の位置付け</b></p>	<p>基本目標X 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること 施策大目標1 国際社会への参画・貢献を行うこと</p>														
<p><b>予算書との関係</b></p>	<p>(項)国際機関活動推進費[平成24年度予算額:6,321,405千円]</p>				<p><b>関連施策</b></p>	<p>—</p>														
<p><b>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</b></p>	<p>【アジア太平洋地域技能就業能力計画】 アジア太平洋地域技能就業能力計画に対して、拠出金の拠出を行うことにより、本計画の設立目的である「アジア太平洋地域における職業訓練に関する専門的知識、経験、資材・施設等を相互に活用した職業訓練分野での技術協力を推進することによって、これら諸国の職業訓練及び技能の水準の向上、雇用の拡大ひいては経済・社会開発を促進すること」を達成します。(厚生労働省設置法第4条第109号)</p> <p>【国際労働機関拠出金事業】 国際労働機関(ILO)を通じ、東南アジア各国における雇用、労働問題の解決を助け、ディーセントワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の実現を図ることを目的としています。(国際労働機関(ILO)憲章第13号)</p> <p>【世界保健機関等拠出金事業】 世界保健機関(WHO)や国際合同エイズ計画(UNAIDS)を通じ、感染症対策やエイズ対策などの国際保健分野における諸課題への取組を強化することを目的としています。(世界保健機関憲章第57条(WHO)、国際連合経済社会理事会決議1994/24第12条(UNAIDS))</p> <p>【経済協力開発機構拠出金事業】 経済協力開発機構による世界経済の主要国の雇用労働・社会問題・保健医療分野の様々な課題に関する多角的・総合的な研究・分析を通じて、日本の雇用労働・社会保障政策等の改善を図ることを目的としています。(OECD予算規則第20条第1項)</p>				<p><b>政策評価実施予定時期(評価予定表)</b></p>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>モニ</td> <td>実績</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> </tr> </table>					24	25	26	27	28	モニ	実績	モニ	モニ	モニ
24	25	26	27	28																
モニ	実績	モニ	モニ	モニ																
<p><b>測定指標</b></p>	<p><b>基準値</b></p>	<p><b>基準年度</b></p>	<p><b>目標値</b></p>	<p><b>目標年度</b></p>	<p><b>年度ごとの目標値</b></p>		<p><b>最新値</b></p>	<p><b>年度</b></p>	<p><b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b></p>											
<p>アジア太平洋地域技能就業能力計画(SKILLS-AP)のセミナー参加者が自分の所属機関等においてセミナーの成果を政策や事業等何らかの形で活用した割合</p>	<p>88%</p>	<p>平成20年度</p>	<p>80%</p>	<p>平成25年度</p>	<p>23年度</p>	<p>24年度</p>	<p>集計中</p>	<p>平成22年度</p>	<p>・国際社会への参画・貢献を行うという目標を達成するため、実施事業において、職業訓練に関する専門的知識等の修得を内容とするセミナーの成果を出身国において活用できた者をできるだけ多くすることが、アジア太平洋地域の開発途上国における当該分野の人材養成に効果的に資することから、当該目標値を設定した。 ・アジア太平洋地域技能就業能力計画(SKILLS-AP)ワークショップの参加者の所属機関(各国能力開発行政機関)による評価結果(ワークショップで得られた知識・スキルを新しい制度の導入、既存の制度の運営等に活用できたか)</p>											
<p>プロジェクト(国際労働機関が行うディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)実現のための各種事業)毎に設定されている計画(immediate objective)の達成状況</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>80%</p>	<p>—</p>	<p>23年度</p>	<p>24年度</p>	<p>100%</p>	<p>平成22年度</p>	<p>・ディーセント・ワークは、社会セーフティネットの整備や政労使の能力向上など多様な要因により実現されるものであり、かつ実現には長い期間を要することから、具体的な数値目標及び目標年度を設定することは困難である。このため、ILOがプロジェクト毎に設定した計画目標の達成状況により、政策目標の達成状況を測定する。目標値は国際労働機関アジア太平洋地域総局(ILO・ROAP)からの23年度事業の進捗報告を元に設定した。 ・国際労働機関アジア太平洋地域総局(ILO・ROAP)からの23年度事業の進捗報告書等</p>											
<p>主な流行性疾患への備えと対応のために、国家準備計画と標準的作業手段が設置された国の数</p>	<p>90ヶ国</p>	<p>平成20年度</p>	<p>185ヶ国</p>	<p>平成25年度</p>	<p>23年度</p>	<p>24年度</p>	<p>165ヶ国</p>	<p>平成23年度</p>	<p>・WHOへの拠出の主要な目的として、感染症の拡大防止があるところ、当該目的の達成状況を計る指標として、当該数が適当であると考えられるため。 ・WHOの2009-2011計画予算及び性能評価報告書等</p>											
<p>国連合同エイズ計画(UNAIDS)による支援を受け、エイズ治療とケアサービスを拡大した国の数</p>	<p>71ヶ国</p>	<p>平成21年度</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>78ヶ国</p>	<p>平成22年度</p>	<p>・UNAIDSへの拠出の目的として、AIDSの感染拡大の防止が考えられるところ、当該数が適当なものであると考えられるため。 ・UNAIDS活動モニタリング報告書2011</p>											
<p>OECD事業実施報告における厚生労働省が拠出した事業の質に対する各国評価平均</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>3.00</p>	<p>各年度</p>	<p>23年度</p>	<p>24年度</p>	<p>3.74</p>	<p>平成21～22年度</p>	<p>・日本は、経済協力開発機構の研究・分析事業のうち、自国にとって有効と考えられる事業に拠出しているが、当該事業を通じた加盟国の相互発展を期する上では、当該事業について各加盟国が問題意識を共有し、その成果を高く評価することが重要である。また、当該事業が国際的に高く評価されていることは、当該事業の有効性を表す側面の一つであるとも考えられる。こうした観点から、当該事業が国際的に重要で効果的に実施されているか否かを各加盟国が評価するOECD事業実施報告における各国評価を、測定指標として選定している。具体的には、各加盟国が、2年ごとにOECDの各事業の「質」(Quality)を1～5の5段階で評価しており、5段階のうち中程度(medium)である3以上の評価を得ることが一つの基準になると考えられることから、それを目標値としている。 ・OECD事業実施報告(PIR, Programme Implementation Reporting)</p>											
<p><b>測定指標</b></p>	<p><b>目標</b></p>		<p><b>目標年度</b></p>	<p><b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b></p>																
<p>—</p>	<p>—</p>		<p>—</p>	<p>—</p>																
<p><b>(参考)測定指標</b></p>	<p>平成19年度</p>	<p>平成20年度</p>	<p>平成21年度</p>	<p>平成22年度</p>	<p>平成23年度</p>															
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>															

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容
	22年度	23年度					
(1) アジア太平洋地域技能就業能力計画協力費 (昭和55年度)	9百万 (9百万)	9百万	9百万	1	・各加盟国の国家技能開発戦略の構築を支援すること。 ・日本が先進例を示すことができる分野で、各国からのリクエストに基づき、時に合った職業能力開発上の課題への施策の促進を支援すること。	セミナー等の開催回数:2回	政労使の三者構成による地域内のセミナー等を開催(年2回)することにより、技能開発についての知識の習得及び経験の共有がなされ、政労使の能力向上と社会対話の促進が図られることにより、参加国の職業訓練政策の改善等に貢献することとなるため、国際社会への参画・貢献を行うという目標達成に寄与できる。
(2) アジア太平洋地域技能就業能力計画支援事業費 (昭和60年度)	5百万 (4百万)	5百万	5百万	1	・各加盟国の国家技能開発戦略の構築を支援すること。 ・日本が先進例を示すことができる分野で、各国からのリクエストに基づき、時に合った職業能力開発上の課題への施策の促進を支援すること。	セミナー等の開催回数:2回	政労使の三者構成による地域内のセミナー等を開催(年2回)することにより、技能開発についての知識の習得及び経験の共有がなされ、政労使の能力向上と社会対話の促進が図られることにより、参加国の職業訓練政策の改善等に貢献することとなるため、国際社会への参画・貢献を行うという目標達成に寄与できる。
(3) 任意拠出金事業による技術協力事業 (昭和59年度)	155,016 千円	391,231 千円	446,602 千円	2	国際労働機関(ILO)を通じ、東南アジア各国における雇用、労働問題の解決を助け、ディーセントワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の実現に向け、①アジア地域における雇用分野セーフティネット整備支援事業、②ILO-WHO連携のもと実施するASEAN地域の健康確保対策事業、③ASEAN地域の健全な労使関係育成事業、④南アジアにおける「労働者保護の確保された雇用」への移行支援事業、⑤アジア地域における社会セーフティネット構築のための基盤整備等支援事業、⑥日本/ASEAN社会セーフティネット構築支援事業、⑦地球環境の問題に配慮した雇用戦略支援、⑧東日本大震災からの復興における雇用労働対策の国際公共財としての発信等の活動を推進している。	プロジェクト(国際労働機関が行うディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)実現のための各種事業)毎に設定されている計画目標(immediate objectives)の達成状況(前プロジェクトと同程度/各プロジェクト終了時)	日本の蓄積する社会的なセーフティネット構築等の経験及び知見を活用し、アジア地域における低所得者、女性、障害者等に対する社会セーフティネット制度構築等を支援することにより、当該地域におけるディーセント・ワークの実現に貢献する。
(4) 世界保健機関等拠出金事業 (昭和48年度)	1,336,158千円 (1,366,157,155千円)	1,334,036 千円	1,116,012 千円	3, 4	新型インフルエンザ、HIV等の感染症対策事業、国連ミレニアム開発目標(MDGs)の達成に向けてより一層の取組が必要な母子保健事業、保健従事者の育成も含めた保健システム強化事業、産業保健事業、食品安全・医療安全事業などに対する拠出を行い、国際保健分野における取組の強化に努めている。	主な流行性疾患への備えと対応のために、国家準備計画と標準的手段が設置された国家の数:185ヶ国	世界保健機関(WHO)及び国連合同エイズ計画(UNAIDS)を通じ、感染症対策やエイズ対策などの国際保健分野における諸課題への取組を強化することを目的に、世界保健機関(WHO)及び国連合同エイズ計画(UNAIDS)に対する拠出を行い、国際保健分野における取組の強化に努める。
(5) 経済協力開発機構拠出金事業 (平成3年度)	(37,159千円)	133,277千円	27,953千円	5	経済協力開発機構の実施する雇用労働・社会問題・保健医療分野の様々な課題に関する多角的・総合的な研究・分析事業に対し拠出を行っている。	執行率100%	経済協力開発機構は、少子高齢化など加盟国に共通する課題に対処するため、加盟国間の自由な討議、各国の政策分析、データベースの構築等を通じて、社会経済に関する研究・分析・政策提言を行っている。日本の政策課題に資する取組を選択して拠出金を支出することで、日本の政策立案に活用しうる、日本単独では得ることが困難なデータや研究成果の入手が可能になるとともに、同機構の研究・分析事業の実施を促進し、加盟国の相互発展に広く寄与することができる。